

衆議院法務委員会ニュース

平成 26.3.14 第 186 回国会第 4 号

3月14日（金）、第4回の委員会が開かれました。

1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

- ・谷垣法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、結い、鈴木貴子君（無）、西村眞悟君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

古賀 篤君（自民）

- ・裁判官の質の確保のためには、客観的な評価の実施が重要であると考えているが、裁判官の人事評価の実施方法について、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・裁判所の定員及び経費の合理化のためには、事件数によって変動する業務ではなく、裁判所の運営に要する固定費の削減が重要であると考えているが、このために行っている裁判所の業務の合理化、効率化に向けた取組みについて、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・国家公務員宿舎の削減計画が公表されているが、裁判所における宿舎の整備状況及びその削減方針について、最高裁判所当局に伺いたい。

田嶋 要君（民主）

- ・PFI及び公共サービス改革法によって業務の民間委託が行われている刑事施設を導入することで、刑務官の負担が減り、受刑者に対する対応の質も向上しているようであるが、民間の活力を導入した結果、税金投入の観点からはどのような成果があったのか、伺いたい。
- ・裁判官1人当たりの手持ち事件数を減らすために裁判官を毎年増員しているとのことであるが、今後、いつまで裁判官を増員していくのか、増員について最終的なゴールをどこに置いているのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・死刑の執行について、刑事訴訟法第475条では、死刑判決確定の日から6か月以内に死刑執行を命令しなければならないとのことであるが、必ずしも6か月以内に死刑執行を命じなくてもよい法的根拠を伺いたい。

高橋 みほ君（維新）

- ・「第3次男女共同参画推進計画」における女性の採用割合30%の目標は裁判官についても当てはまるのか、法務大臣及び最高裁判所当局の見解を伺いたい。

- ・裁判官非常駐支部については、手続に時間がかかる等の意見があるが、本法律案により増員される判事が配置される予定があるのか、伺いたい。
- ・判事の任官を判事補の経験10年以上の者としているにもかかわらず、判事補任官後5年以上で単独訴訟事件を担当することのできる特例判事補となることを認めることの是非について、最高裁判所当局に伺いたい。

椎名 毅君（結い）

- ・本法律案について、毎年提出するのではなく、定員数に上限を設けて包括的に運用できるような制度を設ける必要があると考えているが、法務大臣及び最高裁判所当局の見解を伺いたい。
- ・裁判官1人当たりの処理件数を適正なものとするため、判事の定員を増員しているが、本法律案による増員でどのくらいの効果が出ると考えているか、また、弁護士任官の促進が必要と考えているが、その現状及び今後の方針について、最高裁判所当局に伺いたい。
- ・弁護士からの人材の登用を促進していく必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・元最高裁判所長官が、砂川事件の判決に際し、その評議に関する秘密をマッカーサー駐日アメリカ大使（当時）に漏らしたとする件について、事実関係の調査をしたのか、最高裁判所当局に伺いたい。